一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

第八十九条第四項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「東南海・南海地震に伴い」を「南海トラフ地震に伴い」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

第六条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

（電気事業法施行規則の一部改正）

第七条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第七項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

附　則

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

○経済産業省令第二号

原子力規制委員会規則第二号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する命令

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「命令」に改める。

第四条第六項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第七項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

2　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「原子力発電工作物の保安に関する省令」を「原子力発電工作物の保安に関する命令」に改める。

○国土交通省令第百号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、国土交通省関係首都直下地震対策特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係首都直下地震対策特別措置法施行規則

（開発行為に係る同意に関する協議）

第一条　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による協議の申出をしようとする関係地方公共団体は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

一　基盤整備等計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　都市計画法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

三　都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

（開発行為に係る同意の基準）

第二条　法第十六条第一項の同意は、都市計画法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

第三条　法第十七条第一項の規定による協議の申出をしようとする関係地方公共団体は、協議書に当該申出に係る土地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一　基盤整備等計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　土地区画整理法第五十二条第一項の設計の概要

三　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第三条の二各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

（土地区画整理事業に係る証明書の交付）

第四条　土地区画整理法第五十二条第一項の認可の権限を有する者は、法第十七条第二項の規定により土地区画整理法第五十二条第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

第五条　法第十八条第一項の規定による協議の申出をしようとする関係地方公共団体は、協議書に当該申出に係る第一種市街地再開発事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十一条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一　基盤整備等計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　都市計画法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

三　都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書